

20歳になると、国民年金への加入が法律により義務付けられています。

＼納付が困難なときに！／

学生納付 特例制度

学生の味方！



どんな制度？



20歳以上の学生で、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した学生も対象です。

対象は？



大学（大学院・短期大学を含む）や専門学校、夜間学校、通信制の学校等。

安心！



「もしも」のときに！

申請が遅れると、保障が受けられない場合があります。

学生納付特例が承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。

簡単！



手続きが簡単です！

申請書に学生証のコピーを添付して提出するだけ。

20歳になれば、約2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例制度の申請書※などが届きます。

便利！



在学予定の記入で
翌年度が便利に！

次回からは、申請書ハガキに必要な事項を記入し、提出するだけ。

（切手不要）
初めて申請する際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入されますと、次回（翌年度）からは「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」をお送りします。

※ 申請書は日本年金機構ホームページでも入手できます。

■ 学生納付特例事務法人について

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を扱う法人として指定を受けている場合は、学生納付特例申請書を学校等へ提出すると手続きが完了できます。

日本年金機構

検索

お問い合わせ先 市(区)役所、町村役場の国民年金の窓口または年金事務所

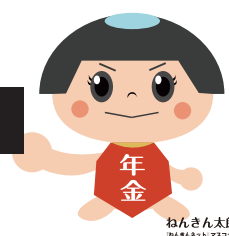
あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

「ねんきんネット」に登録していれば、「ねんきんネット」の画面上で学生納付特例申請書を作成することができます。

ご利用登録はこちら

ねんきんネット

検索



日本年金機構

Japan Pension Service

2104 1016 156